

仕 様 書

総合企画局デジタル化戦略推進室

(担当：小林、岩尾、笠舞 電話：075-222-3257)

件 名	産業廃棄物収集運搬及び処分業務
契 約 期 間	契約の日から令和7年8月31日まで
契 約 条 件	1 総則 (1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。 (2) 受託者と京都市（以下「本市」という。）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。 (3) 本業務の受託者は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守のうえ履行すること。 2 委託の内容 産業廃棄物収集運搬及び処分 (1) 収集場所 京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 京都市中京区榎木町450-2 京都市消防局本部庁舎6階 (2) 収集日時 契約日から令和7年6月30日までの期間のうち、本市が指定する平日の午前9時から午後5時までの間 (3) 種類及び数量 金属、プラスチック、ガラスくず、陶器類などの混合状態。 数量については、事前に本市担当者へ連絡のうえ、見積書の提出締切日までに現地確認すること。 (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等 マニフェストは、受託者が用意することとし、必要事項を記入のうえ、下記のとおりデジタル化戦略推進室へ送付すること。 ア 廃 棄 物 引 渡 時・・・・・・A票 イ 運搬終了後10日以内・・・・・・B2票 ウ 処分終了後10日以内・・・・・・D票、E票 <送付先> 〒604-0931 京都市中京区榎木町450-2 京都市消防局本部庁舎7階 総合企画局デジタル化戦略推進室（システム第四担当）小林、岩尾、笠舞 3 支払について 支払については契約期間満了後、本市の指定する方法により行う。 4 その他 (1) 業務実施中に発生した事故、負傷等について、本市は一切の責任を負わない。 (2) 受託者は、受託業務上知り得たことについては、本市の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。 (3) 本仕様書に明記のない場合または疑義を生じた場合においては、速やかに本市と協議すること。